

各月初日の保護者の課税額			利用者負担額(月額)		
階層区分	定 義		0歳児	1.2歳児	短時間
			標準時間	標準時間	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	0円
2	●4月～8月分は令和4年度町民税	ひとり親世帯等※4	0円	0円	各年齢層のとおり
		町民税非課税世帯	0円	0円	
3	●4月～8月分は令和4年度町民税	ひとり親世帯等※4	7,500円	6,500円	各年齢階層よりー500円
		所得割課税額 48,600円未満	16,000円	14,000円	
4	●9月～3月分は令和5年度町民税	ひとり親世帯等で、※4かつ、77,101円未満	9,000円	8,000円	
		所得割課税額 97,000円未満	26,000円	23,000円	
5	上記町民税の課税状況により階層判定します※3	所得割課税額 169,000円未満	35,000円	33,000円	
6		所得割課税額 301,000円未満	40,000円	37,000円	
7		所得割課税額 397,000円未満	43,000円	40,000円	
8		所得割課税額 397,000円以上	51,000円	48,000円	

※1 保育料の年齢は、令和5年4月1日の前日の満年齢を適用します(年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません)。

※2 この保育料表は、保育所(園)、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を利用する場合に適用されます。

※3 税額控除前所得割額(調整控除後)を基に算定します。調整控除以外の税額控除(寄附金控除、住宅ローン控除、配当控除等)は適用されません。

※4 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者(児)のいる世帯、準要保護世帯をいいます。

- I 町民税非課税世帯は、児童の保育料が無料です。
- II 「ひとり親世帯」や「在宅障害児(者)のいる世帯」等で、階層区分が第3階層、第4階層の一部(77,101円未満)については、2人目の保育料が無料となります。
- III 4階層の一部(57,700円以上)～8階層の2人目以降について(同時入所に限る)
 - 保育所(園)や幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童も算定人数に含む。
 - (1)年齢が2番目に高い児童は、この表に定める額の1/2。
 - (2)3番目以降の児童は、0円。
 - * 保育所(園)・認定こども園以外の施設を利用している児童がいる場合、「保育料減額申請書」の提出が必要です。
- IV 保育料の減免について(紀州っ子いっぱいサポート施策)
 - * 保育料の減免については、「第二子以降に係る保育料等免除申請書」の提出が必要。
 - ① 「ひとり親世帯」や「在宅障害児(者)のいる世帯」等以外で、同一世帯に子どもが2人以上いる場合、階層区分が、第3階層、第4階層の一部(57,700円未満)については、2人目の保育料が無料となります。(3人目以降は無料)
 - ② 「ひとり親世帯」や「在宅障害児(者)のいる世帯」等以外で、同一世帯に子どもが3人以上いる場合、階層区分が、第4階層の一部(57,700円以上)～第8階層については、3人目以降の児童の保育料が無料となります。